障害者差別解消支援地域協議会の事務に従事する者又は事務に従事していた者に対する秘密保持義務の新設に係る規制の事前評価書

| 政策の名称 | | 障害者差別解消支援地域協議会の事務に従事する者又は事務に従事していた者に対する秘密保持義務の新設 | | |
|---------------------------|-------------|---|--|--|
| 担当部局 | | 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(障害者施策担当)付 (参事官:難波 吉雄) | | |
| 評価実施時期 | | 平成25年4月 | | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | | [規制の目的] 障害者差別解消支援地域協議会の事務に従事する者又は事務に従事していた者等に秘密保持義務を課すことにより、地域協議会における積極的な情報交換、連携を促進させるとともに、差別事案の漏えいによる回復不可能な損害を当事者に生じさせることを防止するため。 [規制の内容] 障害者差別解消支援地域協議会を構成する関係機関等の職員等に対し、事務に関して知り得た秘密を保持する義務を課す。 [規制の必要性] 障害者差別解消支援地域協議会を構成する関係機関等の職員等に対し、事務に関して知り得た秘密を保持する義務を課す。 [規制の必要性] 障害者差別解消支援地域協議会を構成する関係機関等の職員等は、差別事業の相談者の個人情報又は差別したとされる事業者等の情報に触れることが予想されることから、規制の目的の達成のためには事務に関して知り得た秘密を保 | | |
| | | 持する義務が必要である。 法令の名称・関連条項とその内容 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十八条(秘密保持義務) | | |
| | | 法市の名称・ 関連宋・現とての内谷 | 早香を理田と9 る左別の麻消の推進に関9 る法律弟下八宋 (他省体持義榜) | |
| 想定される代替案 | | 障害者差別解消支援地域協議会の事務に従事する者又は事務に従事していた者に対し秘密保持義務を課さない。 | | |
| 規制の費用 | | 費用の要素 | 代替案の場合 | |
| | (遵守費用) | 特に遵守費用は想定されない。 | 特に遵守費用は想定されない。 | |
| | (行政費用) | 特に行政費用は想定されない。 | 特に行政費用は想定されない。 | |
| | (その他の社会的費用) | その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。 | その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。 | |
| 規制の便益 | | 便益の要素 | 代替案の場合 | |
| | | 差別事案の当事者の個人情報等を保護することにより、これらの当事者に回復不能の損害を与えることを防ぐとともに、障害者差別解消支援地域協議会に対する国民の信頼性を確保し、その諸活動の成果を上げることができる。 | 秘密保持義務が課されないことから、差別事案に関する個人情報及び事業者等の情報が漏洩されてることにより、差別事案の個人情報が嫌がらせなどに悪用される可能性が排除できない。 また、事業者に対してはその事業の信用を失墜させ、回復不能の損害を与える可能性が高くなるとともに、障害者差別解消支援協議会に対する国民の信頼性が失われ、十分にその諸活動の成果を上げられない可能性が本法案よりも高い。 | |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | | 本法案では、差別事案の当事者の個人情報等を保護することにより、これらの情報が悪用されることを防ぐとともに、障害者差別解消支援地域協議会関係者による事務に対する国民の信頼性を確保し、その諸活動の成果を上げることができる。また、本法案では秘密保持義務を課すことによる新たな費用が想定されない。また、本法案では秘密保持義務が課されないことから、差別事案に関する個人情報及び事業者等の情報が漏洩されることにより、差別事案の個人情報が嫌がらせなどに悪用される可能性が排除できず、事業者に対してはその事業の信用を失墜させ、回復不能の損害を与える可能性が高くなると同時に、障害者差別解消支援協議会に対する国民の信頼性が失われ、十分にその諸活動の成果を上げられないことを勘案すると、その影響の大きさから、秘密保持義務を課すことが適当である。 | | |
| 有識者の見解その他関連事項 | | 障害者政策委員会に設置された差別禁止部会において相談、調整又は調停を行う機関について、基幹相談支援センターの活用や都道府県が設置する審議会その他の合議制の機関等の活用が提言されている。 基幹相談支援センターや都道府県が設置する審議会等の事務に従事する職員や審議会の委員に対しては、当然に守秘義務が課されていることから、本法案の障害者差別解消支援地域協議会の事務に従事する者又は事務に従事していた 者に対する秘密保持を義務付けることは、当初より想定されていたものと考えられる。 | | |
| レビューを行う時期又は条件 | | 本法案では、法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 | | |
| 備考 | | | | |